

仕 様 書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立足柄上病院におけるフィリップス社製超音波診断装置に係る保守点検業務の仕様は次のとおりとする。

1. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 対象装置

【構成機器】

(1) フィリップス社製超音波診断装置 EPIQ7G 一式

内訳

・超音波診断装置本体 EPIQ7G	1台
・標準トランスジューサー X5-1	1本
・標準トランスジューサー L12-3	1本
・標準トランスジューサー L12-5	1本
・標準トランスジューサー L18-5	1本
・標準トランスジューサー C5-1	1本

(2) フィリップス社製超音波診断装置 Affiniti50 一式

内訳

・超音波診断装置本体 Affiniti50	1台
・標準トランスジューサー S4-2	1本
・標準トランスジューサー L12-4	1本
・標準トランスジューサー C6-2	1本
・標準トランスジューサー C8-5	1本

(3) フィリップス社製 超音波診断装置 CX50 一式

内訳

・超音波診断装置本体 CX50	1台
・標準トランスジューサー S5-1	1本
・標準トランスジューサー L12-3	1本
・標準トランスジューサー C5-1	1本

(4) 内訳 (1)、(2)、(3) に付属するフィリップス社製装置

3. 実施場所

神奈川県立足柄上病院

4. 保守の内容

(1) 定期点検

受注者は機器の機能を安定維持させるため、及び予防保全のため、受注者の所定の定期点検作業報告書に基づく保守点検を契約期間中に1回(原則として3月)実施す

る。但し、保守点検作業については発注者、受注者協議のうえ変更となる場合がある。

(2) 点検実施日・時間

点検実施日・時間は、原則として、実施日の2週間前までに現場と調整のうえ決定すること。

(3) 随時保守等

受注者は発注者から障害発生連絡を受けた時は、原則として、受注者が定める保守業務時間帯において迅速に現地作業（修理・調整等）を実施し、可及的速やかに必要な修理を行うこと。

(4) 保守点検及び修理に関わる費用

保守点検、随時修理にかかる部品費用、人件費用は含むものとする。但し、次に掲げる事項は、保守業務に含まないものとする。

ア 保守点検表に含まれない保守

イ 補用品、消耗品の補充

ウ 付属他社製品の保守

(5) 保守点検内のトランスジューサー高額修理対応について

(ア) EPIQ7G は X5-1・L12-3・L12-5・L18-5・C5-1 のうち期間中1本のみ対象

(イ) Affiniti50 は S4-2・L12-4・C6-2・C8-5 のうち期間中1本のみ対象

(ウ) CX50 は S5-1・L12-3・C5-1 のうち期間中1本のみ対象

5. 保守の範囲

次の各号の一に該当する保守、修理及び部品の供給等はこの契約に含まない。

- (1) 装置の機器取扱説明書に基づかない使用又はこれによって生じた損傷の修理
- (2) 不正改造等に起因する損傷の修理
- (3) 装置の追加又は取替え及び移設に関する作業
- (4) オーバーホール
- (5) 天災その他双方の責に帰することのできない原因により生じた損傷の修理

6. 交換部品の処理

保守または修理作業において交換された不良部品は全て受注者が適正に処理する。

7. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、事前に発注者と十分に調整する。
- (2) 業務の実施にあたっては、安全確保に充分注意する。
- (3) 業務終了後に提出する報告書により、発注者の検査を受ける。